

岐阜県公報

号外 (三) 平成十九年十月十七日

目 次

議 会 告 示

地方自治法第百八十条第一項の規定による知事の専決処分
事項の一部を改正する議決

(議事調査課)

ページ
一

議 会 告 示

岐阜県議会告示第二号

地方自治法第百八十条第一項の規定による知事の専決処分事項の一部を改正する議決
を次のように定める。

平成十九年十月十七日

岐阜県議会議長 中 村 慈

地方自治法第百八十条第一項の規定による知事の専決処分事項の一部を改正する
議決

地方自治法第百八十条第一項の規定による知事の専決処分事項(昭和三十九年三月十
三日議決)の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

九 県営住宅の明渡し又は滞納家賃等の支払の請求に関する訴えの提起、和解及び調
停に関すること。

附 則

この議決は、平成十九年十一月一日から実施する。

平成十九年十月十七日印刷
平成十九年十月十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社